

補助金の交付状況に係る調書【令和元年度交付分】

補助金の名称		民俗文化財保存伝承事業補助金		市の担当部課	教育部歴史まちづくり課		
				問い合わせ先	0568-44-0354		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称			伏屋町内会 はじめ25団体		代表者名	前田 善臣 はじめ25名	
関係規定	法令	文化財保護法第182条		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	民俗文化財保存伝承事業補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成22年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		市内各地域で守り伝えられてきた伝統行事の伝承にかかる経費(伝統行事等に使用する道具の保存修理、神楽屋形等の保存修理、後継者育成)に対して補助金を交付することによって、その保存伝承を図ることができる。					
補助金の額 ( )は一般財源の額		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予算		
		949,000 円 (649,000 円)	769,000 円 (469,000 円)	761,000 円 (461,000 円)	750,000 円 (450,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		地域の伝統行事に使用される道具の復元新調、後継者育成事業					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		1,093,367 円			
		うち補助対象経費		761,000 円			
		補助対象経費の内訳		伝統行事等の後継者育成事業		740,000 円	
				伝統行事等に使用される道具の新調事業		21,000 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		後継者育成事業:補助対象経費の額 用具等の保存修理又は復元新調事業:補助対象経費の額の1/3			
		補助限度額		後継者育成事業:上限3万円 用具等の保存修理又は復元新調:上限50万円			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請に基づき補助金の変更交付を行う		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		地域で継承してきた伝統行事等の保存伝承を助成することによって、犬山の民俗文化財を継続的に保護することができる。					
その他参考事項		「地域伝統芸能等保存事業保存継承活動支援事業助成金」(一般財団法人地域創造)から本補助金へ30万円の助成を受けた。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無		

※令和元年度の実績に基づき作成しています。